

令和 6 年度

浅瀬石川二期農業水利事業

中泉排水機場耐震化対策他実施設計業務

特 別 仕 様 書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1－1 条

令和 6 年度浅瀬石川二期農業水利事業中泉排水機場耐震化対策他実施設計業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1－2 条

本業務は、浅瀬石川二期農業水利事業の一環として改修する中泉排水機場の耐震化対策等の実施設計を行うものである。

(場 所)

第 1－3 条

本業務において対象とする中泉排水機場は、青森県五所川原市大字梅田字平野地内で別添－ 1 位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第 1－4 条 本業務の概要は次のとおりである。

(1) 設計作業

排水機場耐震化対策等実施設計 1 式

(管理技術者)

第 1－5 条

(1) 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は、次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第 1－6 条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学

資格	技術部門	選択科目
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、設計共通仕様書第 1－7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－7 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－8 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－9 条

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条

本業務の基本事項に関しては、次に示す図書によるものとする。

番号	名 称	発行所等	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	農林水産省ホームページ	平成 30 年 5 月
2	土地改良施設設計指針「耐震設計」	(公社) 農業農村工学会	平成 27 年 5 月

(貸与資料)

第2-2条

貸与資料は、次のとおりである。

貸 与 資 料	数 量	備 考
令和3年度着手国営土地改良事業 浅瀬石川二期地区全体実施設計書	1式	
平成28年度 国営水利システム再編事業 浅瀬石川二期地区施設計画策定その他業務 報告書	1式	
平成30年度 国営土地改良事業地区調査 浅瀬石川二期地区相原排水機場耐震対策検討業務 報告書	1式	
平成31年度 国営かんがい排水事業全体実施設計 浅瀬石川二期地区排水機場基本設計業務 報告書	1式	

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-3条

第2-1条、第2-2条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (4) 貸与資料における業務成果等の内容は次のとおりである。
 - ア 平成28年度浅瀬石川二期地区施設計画策定その他業務では、過年度における機能診断調査結果等の整理を行っている。
 - イ 平成30年度浅瀬石川二期地区相原排水機場耐震対策検討業務では、中泉排水機場における耐震照査を実施している。
 - ウ 平成31年度浅瀬石川二期地区排水機場基本設計業務では、液状化判定の再検討（既往資料に加え業務内で実施した室内試験結果を活用）や耐震化対策等の基本設計を実施している。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本作業における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。また、本業務で対象とする施設は、別添-2施工位置図に示すとおりである。

- (1) 設計作業

なお、詳細は別紙作業項目内訳表（該当項目）○印で示すものとする。

作業項目	数量	備 考
排水機場		
(1) 耐震化対策等実施設計	1式	中泉排水機場

(設計作業の留意点)

第3-2条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-1条、第2-2条及び設計共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 施工上、特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。

なお、コスト縮減に関して新技術や新工法の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。

・農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、

https://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。

・新技術情報システム(NETIS)は、

<https://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。

- (6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。

なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

・「工事工種の体系化」は

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。

- (7) 設計作業に当たり、新たに検討事項及び調査項目等が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
- (8) 建屋の補修検討に当たり、使用される建材へのアスベスト含有の分析調査を変更追加する場合がある。
- (9) 中泉幹線排水路との接続部の補修工法の検討について、変更追加する場合がある。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

- (1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者等が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項は変更する場合がある。

- (ア) 設計条件・前提条件
- (イ) 業務計画の妥当性
- (ウ) スケジュール
- (エ) 設計変更内容
- (オ) その他

イ 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。

なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

(3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。

なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

(5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務写真における黑板情報の電子化)

第3－4条

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。

黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- ア 受注者は、（１）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。
なお、（１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
- （４） 写真の納品
受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。
なお、受注者は納品時にURL (<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。
- （５） 費用
機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

第４章 業務管理

（業務管理）

第４－１条

（１） 情報共有システムの業務について

- ア 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- イ 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。
- ウ 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第５章 打合せ

（打合せ）

第５－１条

共通仕様書第１－１０条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

- 初 回 設計作業着手前の段階
第２回 中間打合せ（設計諸元確認段階）
第３回 中間打合せ（設計計画段階）
第４回 中間打合せ（取りまとめ段階）
最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第6章 成果物

(成果物の提出)

第6-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)
- (3) 図面 1式

(成果物の提出先)

第6-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県黒石市迫子野木3丁目145番1号

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第6-1条に示す「成果物の提出」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係機関等対外的協議等により変更が生じた場合
- (6) その他

第8章 定めなき事項

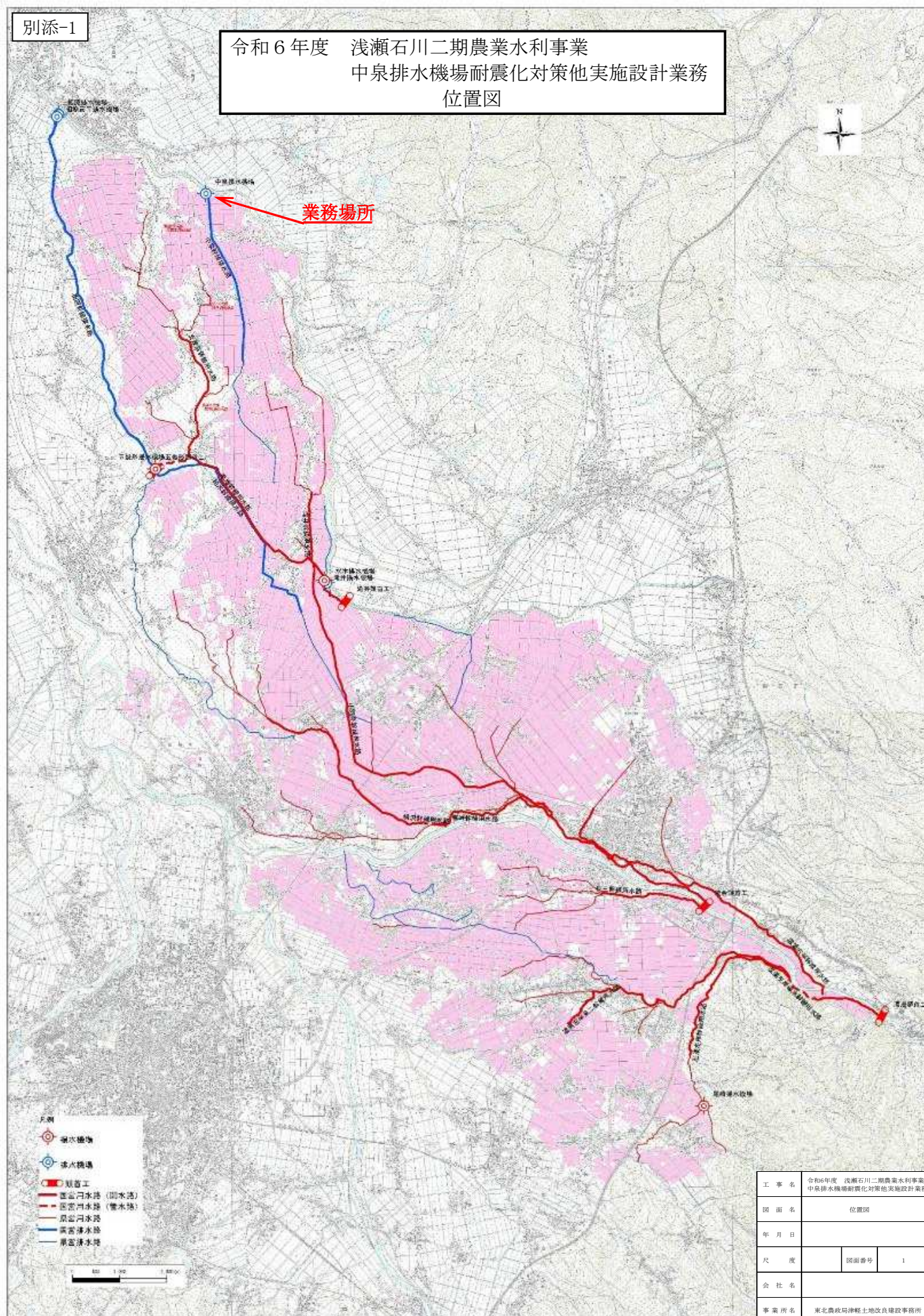
(定めなき事項)

第8-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添-1

令和6年度 浅瀬石川二期農業水利事業
中泉排水機場耐震化対策他実施設計業務
位置図



工 事 名	令和6年度 浅瀬石川二期農業水利事業 中泉排水機場新質化対策他施設設計業務		
図 面 名	位置図		
年 月 日			
尺 度	図面番号	1	
会 社 名			
事 業 所 名	東北農政局津軽土地改良建設事務所		

中泉排水機場 施工位置図

S=図示

平面図
S=1:500

除塵設備改修 1式
・スクリーン補修

導水路改修 1式
・表面被覆

排水路（鋼矢板）改修 1式
・表面被覆

電気設備更新 1式
・制御盤、機組操作盤等更新
・水位計更新

吐水槽 1式
・耐震化対策

管理棟改修 1式
・再塗装

吐出機門ゲート改修 1式
・扉体、戸当り補修
・開閉装置更新

吸水槽改修 1式
・耐震化対策

防塵機改修 1式
・再塗装

自然排水ゲート改修 1式
・扉体、戸当り補修
・開閉装置更新

ポンプ設備改修 1式
・主ポンプ分解整備
・原動機更新
・減速機更新
・弁類分解整備
・系統機器設備更新

建屋改修 1式
・屋根補修
・耐震化対策
・内外装リフォーム
・シャッター更新
・監視カメラ設置

除塵設備改修 1式
・スクリーン補修

吐水槽改修 1式
・断面修復
・耐震化対策

自然排水ゲート改修 1式
・扉体、戸当り補修
・開閉装置更新

側面図
(A-A方向) S=1:500

導水路改修 1式
・表面被覆

側面図
(B-B方向) S=1:500

管理棟改修 1式
・再塗装

吐水槽、導水路改修 1式
・断面修復工
・耐震化対策（吐水槽）

吐出機門ゲート改修 1式
・扉体、戸当り補修
・開閉装置更新

吸水槽改修 1式
・耐震化対策

側面図
(C-C方向) S=1:500

業務対象
業務対象外

工 事 名	令和6年度 浅瀬石川二期農業水利事業 中泉排水機場耐震化対策他実施設計業務		
図 面 名	施工位置図		
年 月 日			
尺 度		図面番号	2
会 社 名			
事業所名	東北農政法律軽土地改良建設事務所		

設計作業

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄	備考
1. 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	○	
2. 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○	
3. 設計計画	過年度に実施した機能診断調査並びに耐震性能照査結果等を精査し、補修工法及び耐震補強工法等の検討・選定を行う。	○	
4. 構造検討			
4-1.構造計算	施工工法の検討結果に基づき、構造計算を行う。	○	
4-2.構造図作成	工事の実施に必要な図面を作成する。	○	
5. 施工計画	施工基本方針の検討、工事用道路、仮設計画、全体工程計画等を作成する。	○	
6. 数量計算	選定した補修工法及び耐震補強並びに施工計画に基づき、工事实施に必要な数量計算を行う。	○	
7. 概算工事費積算	作成した数量計算書に基づき、各工種の単価を作成し、概算工事費を積算する。	○	
8. 総合検討	上記の各作業について、総合的に検討する。	○	
9. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
10. 点検取りまとめ	点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○	